

★65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、嵐山町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

嵐山町の令和3～5年度の「基準額（年額）」は、60,000円です。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者の方、市町村民税が世帯非課税で老齢福祉年金受給の方、市町村民税が世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	(軽減前 基準額 × 0.5) 0) 軽減後 基準額 × 0.3 ※	(軽減前 30,000円) 軽減後 18,000円 ※
第2段階	市町村民税が世帯非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	(軽減前 基準額 × 0.75) 軽減後 基準額 × 0.5 ※	(軽減前 45,000円) 軽減後 30,000円 ※
第3段階	市町村民税が世帯非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が120万円超の方	(軽減前 基準額 × 0.75) 軽減後 基準額 × 0.7 ※	(軽減前 45,000円) 軽減後 42,000円 ※
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、市町村民税本人非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	54,000円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、市町村民税本人非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	60,000円
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	72,000円
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	78,000円
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	90,000円
第9段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上の方	基準額 × 1.70	102,000円

※低所得者の介護保険料負担の軽減 第1～3段階保険料は、公費負担による軽減を実施しています。

◎老齢福祉年金とは、明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

◎合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。